

■ 芦屋市住生活基本計画（概要版）



■ 芦屋市住生活基本計画（概要版）

第6章	マンション管理適正化推進計画	第7章	空家等対策計画	第8章	市営住宅等ストック総合活用計画
目的	・管理組合による自主的な取組を促すことで、分譲マンションの管理適正化を推進すること	目的	・今後の空家等の発生を予防とともに、今後も適切な維持管理を継続し、ストックの有効活用を促進すること	目的	・市営住宅等の効率的かつ円滑な更新と予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進すること
位置付け	・マンションの管理の適正化の推進に関する法律、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針に基づき策定	対象	・空家法に規定する「空家等」が対象 ・空家等発生予防の観点から、居住中の住宅についても対象	改定の趣旨	・官民の住宅ストック全体の需要を勘案し市営住宅等を供給するため、本計画に統合し住宅政策の総合的な見地に立って検証
現状と課題	・マンションの老朽化・居住者の高齢化の「2つの老い」が進行 ・今後さらに「2つの老い」が進行すると、大規模修繕や建替えの決議などの合意形成が難しくなることが懸念される	現状と課題	・腐朽・破損のあるその他空き家は近隣市に比べても少ない ・修繕や解体などの緊急度が高い空き家はわずかであり、継続して適正な管理が行われるよう情報発信や支援体制の構築が必要	現状と目標	・市内には、市営住宅等が計1,616戸ある ・市営住宅等に対する将来的なニーズの推計結果を踏まえ、市営住宅等については、適切な維持管理の継続を目標とする
基本方針及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ・管理状況の継続的な把握、及び管理組合や区分所有者の自律的な維持管理の促進 ・「管理状況の届出制度」により、管理者等から5年ごとの報告を義務化 ・管理情報のデータベース化 ・管理計画認定の取得の推進と助言・指導 ・長期修繕計画の見直し等の支援 ・相談・補助等の一元的な対応窓口の設置 ・ニュータウンに集積するマンション再生に向けた意見交換の場の設置 ・ネットワークを活かした相談対応、情報提供、普及啓発等の実施 ・マンションセミナーの実施 ・マンション管理組合相互の交流会等の支援 ・専門家による出前講座の実施 ・国の基準に「管理状況届出書の提出」を追加 ・管理状況・法改正等を踏まえた施策の検討 	基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> 空家等の管理は所有者の責務 空家等の状況に応じた取組の推進 	基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> 空家等は、個人の資産であり、所有者等が自らの責任により適切に管理することが原則 原則を踏まえ、所有者等への意識啓発や行政として可能な支援等を実施 空家等の「発生予防」「適切な維持管理」「有効活用」「老朽危険空家等への対応」に至るまで、状況に応じて施策を実施
取組	<ul style="list-style-type: none"> 管理状況の把握 管理適正化の推進 管理適正化に関する啓発及び知識の普及 管理適正化の指針 その他 	取組	<ul style="list-style-type: none"> 空家等の発生予防 空家等の適正な管理の支援 空家等の流通・利活用の促進 老朽危険空家等の管理不全対策 	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握・修繕の実施・データ管理 長寿命化及びライフサイクルコスト縮減
				点検・修繕	<ul style="list-style-type: none"> 日々の点検や見守りなどにより不具合等を確認し、早期に改善等を実施 工事内容の履歴、データ等を保存 当面、建替を前提とせず、既存のストックを有効活用していく 民間事業者のノウハウを活用し、管理水準の向上やコストの削減を図る
				改善事業	<ul style="list-style-type: none"> 法律に基づく定期点検及び月に1度程度の目視点検を実施 大規模改修工事を20～30年ごとに長寿命化型として実施 各設備は耐用年数を考慮し小規模改修事業として大規模改修よりも短いサイクルで補修・取替等を実施 空き住戸になった時に住戸専用部分の設備機器の取替を実施 二方向避難の避難経路について、躯体の定期的な小規模及び大規模改修工事で維持管理及び耐久性の向上を図る 長期的に良好なストックを維持するために、バリアフリー化や若者・子育て世帯の入居に向けた取組などを検討

第9章	計画の実現に向けて	市民の役割	自治会等の役割	事業者の役割	行政の役割	評価項目	現状値	目標値
連携・協力	・行政・市民・関係団体及び事業者が相互に連携・協力し、それぞれの役割を果たし、本計画を推進する	・住宅を適切に維持・管理し良質な住宅ストックを将来に継承	・地域のまちづくり活動などを通じた居住環境の向上			目標1 住まい	若年世帯の転入人口 マンション管理計画認定件数	2,532人/年 4件/年
施策推進	・成果指標を設定し、3つの基本目標に基づく施策についてPDCAサイクルによる効果的な施策の推進を図る	・まちづくりの主体として地域課題やニーズに対応し活躍	・住宅の質の向上、暮らしを支えるサービス等を主体的に実施			目標2 住環境	特定空家の件数 住んでいる地域が住みよいと思う割合 景観地区認定申請数	0件 91.5% 328件/年
見直し	・新たな法制度の整備などを考慮し、適切な時期に検証を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じて計画を見直す	・今後も良質な住宅を供給し、長く住宅ストックを使う提案	・市民に対して適正かつ適切な情報を提供	・計画の目標実現に向けて、本計画を周知	・府内の連携を密にし、横断的かつ総合的な取組を推進	目標3 暮らし	若者や子育て世帯が安心して暮らせる住まいづくりの促進の満足割合 分譲マンションバリアフリー改修補助件数 住宅の耐震化率 高齢者等の要配慮者の居住安定確保の満足割合	73.1% 24件 96.7% 58.0%
						総合評価	市民が住み続けたいと思う割合	86.6% 維持